

## 第3 研究成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務
  - (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
  - (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進
  - (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進
  - (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務
3. 気候変動適応に関する業務

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項
2. 業務の電子化に関する事項

## 第5 財務内容の改善に関する事項

## 第6 その他の業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の推進
2. 人事の最適化
3. 情報セキュリティ対策等の推進
4. 施設・設備の整備及び管理運用
5. 安全衛生管理の充実
6. 業務における環境配慮等

## 第3 1. (1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

### 【中長期目標・計画】(令和3～令和7年度)

推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8つの戦略的研究プログラム(気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応)を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか

#### 【評価指標】

- ・具体的な研究開発成果
- ・課題に対する取組の進捗・貢献状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

# 第3 1. (1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

## 【項目別評定】 【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

- ・プログラム全体を通して、環境問題の課題解決に繋がる質の高い研究成果の創出と貢献が認められる。
- ・外部評価委員会における総合評点の平均値は4.16(3を標準とする5段階評価)。

### <項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例>

#### ○気候変動・大気質研究プログラム(外部評価 4.31)

- ・東南アジア島嶼地域で発生した大規模火災からのCO2放出量を正確に見積もることに成功。全球的にインパクトのあるGHG排出に関する知見を得ることに貢献。
- ・2020年4-5月の緊急事態宣言期間における代々木街区のCO2排出総量が低下した主要因を解明。CO2排出量の長期観測データを用いて、パリ協定の目標達成に向けた脱炭素化に際してエネルギー消費構造の変化を評価する上での有効性を実証。
- ・新しい降水スキームを導入した気候予測シミュレーションを行い、衛星で観測された上層雲の量がより良く再現され、気候予測に対する重要な要素技術を改善。

#### ○物質フロー革新プログラム(外部評価 4.50)

- ・気候2℃以下を実現するGHGの削減割合に対応した社会蓄積としての一人当たり金属利用可能量は約7トンに収斂する必要があると解明。その成果をUNEP国際資源パネルの資源版科学目標(SBT)報告書の作成に提供。
- ・全国52都市のカーボンフットプリント推計に基づき、65の脱炭素型ライフスタイルの選択肢によるGHG削減効果を定量化し、地域に合わせた優先施策を提示。環境省「ゼロカーボンアクション30」の定量化のための基礎資料を提供。
- ・G20の消費がグローバルサプライチェーンを通じて排出するPM2.5により年間200万人の早期死亡者が生じた。日本は従来の生産側よりも消費側に対する大気汚染管理を推進することで早期死亡者を減らす機会を拡大できることを解明。

# 第3 1. (1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

#### ○包括環境リスク研究プログラム(外部評価 3.92)

ビスフェノール類の疾患等への影響について、ビスフェノールS(BPS)を対象とし、アレルギー性喘息モデルに対する影響を評価した結果、BPS 曝露は、肺組織におけるIL-5 等の炎症関連因子や抗原特異的抗体の産生増加、免疫細胞活性化等を介して、アレルギー性喘息病態を亢進する可能性を見出した。

#### ○自然共生研究プログラム(外部評価 4.00)

人口減少下での鳥獣管理に向けて、他機関との連携により個体密度指標を開発するなど鳥獣管理体制を構築。

#### ○脱炭素・持続社会研究プログラム(外部評価 4.21)

世界のHg 排出経路および部門別排出削減量について分析を行い、2℃目標相当の気候変動対策を取ったときに、Hg も大きく排出削減されることを解明。ただし、Hg削減傾向には地域偏在性があり、Hg排出量をゼロにするためには追加的な対策が必要と提言。

2050年に日本の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることは可能であるが、技術だけでなく社会変容により脱炭素社会の実現は容易になると示した。

# 第3 1. (1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例>

○持続可能地域共創研究プログラム(外部評価 3.93)

人口減少・高齢化の廃棄物処理への影響のひとつとして紙おむつを取り上げ、ごみ焼却処理への影響を評価し、将来の焼却処理の成り行きシナリオを提示。国内二例目の気候市民会議となる「脱炭素かわさき市民会議」を開催し脱炭素が必要となる2050年に向けて市民目線の対策の作成に貢献。

○災害環境研究プログラム(外部評価 4.17)

福島の実地環境復興や将来の災害への備えに資する出口(社会実装)に向け、放射性セシウム動態も考慮した地域資源の利活用技術や自然エネルギー利用システム開発、災害廃棄物処理における地域主体のガバナンス枠組みの検討、緊急時の化学物質の管理や迅速調査手法開発等に重点的に取り組み、誌上発表等学術的成果を上げた。

開発技術の実用化や「ソーラーEV シティ構想」への展開、地方環境研究機関への技術支援といった社会への技術の実装に関しても大きな進捗が得られた。

# 1. (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

## 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて8つの研究分野(地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野)を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の(ア)～(ウ)の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。【重要度:高】

## 【評価軸・指標ごとの評価】

### (ア)先見的・先端的な基礎研究

○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいか

#### 【評価指標】

- ・具体的な研究開発成果
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

### (イ)政策対応研究

○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか

○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか

#### 【評価指標】

- ・環境政策への貢献状況
- ・事業的取組の実施状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

## 【評価軸・指標ごとの評価】

### (ウ)知的研究基盤の整備

- 知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか
- 事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか

#### 【評価指標】

- ・事業的取組の実施状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点
- ・実施内容の学術的水準・規模
- ・実施内容の希少性



# 第3 1. (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

- ・外部評価委員の評点は4.77

#### (ア)先見的・先端的な基礎研究

- ・熱中症発生の高精度予測や標準ナノプラ粒子の作成など優れた技術開発に関する成果を創出。
- ・外部評価委員の評点は4.69
- ・(外部評価委員)標準ナノプラ粒子を作成したことは毒性学的研究分野への貢献が高く評価できる。

#### (イ)政策対応研究

- ・研究成果に基づいて組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進。
- ・外部評価委員の評点は4.38
- ・(外部評価委員)環境・健康リスクに関する基礎研究、手法・技術の開発、特定の規制に関する応用研究、データベースの開発、多量のアウトプットを高く評価する。

#### (ウ)知的研究基盤の整備

- ・国環研の強みを生かしたモニタリング、データベース、計測標準化、試料保存等の知的研究基盤の整備を推進。
- ・外部研究評価委員の評点は4.54



# 第3 1. (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

#### (ア)先見的・先端的な基礎研究

- ・海洋資源開発における環境影響評価のための洋上アッセイ手法の開発、航空機エンジン排ガスにおけるオイルナノ粒子の排出実態解明など、国際的にも重要な研究成果を上げた。また、アジア太平洋地域における生物多様性観測ネットワークの強化に貢献。
- ・日欧共同地球観測ミッションEarthCAREを含む今後のエアロゾル・雲の衛星観測の精度向上に貢献。
- ・主要な6種類のポリマーに対して球状ナノスケール粒子(標準試料)の作成法を新たに確立。国際的なトップジャーナルに掲載し、科学的・学術的に大きく貢献。
- ・従来の予測モデルではリスクの詳細な評価が困難だった熱中症発症者を高精度に予測するAIモデル作成。

#### (イ)政策対応研究

- ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書等へ研究成果の反映により、世界の政策立案者への科学的知見の提供に貢献。
- ・落じん灰の分離回収により、焼却残渣の資源価値向上と金属回収の促進に貢献する基礎的な知見を提供。
- ・多様化する化学物質に関し、化学物質データベースWebkis-Plus ページをweb 公開するとともに、多様化する化学物質・環境DNA メタバーコーディングのデータ生成過程の統計的なモデル化により、種検出における新たな解析手法を提案、種分布・種多様性評価や調査設計の最適化を実現し、生物多様性センターの環境DNA技術標準化に採用。

# 第3 1. (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

#### (ウ)知的研究基盤の整備

##### 【地球システム分野】

・CH<sub>4</sub>濃度モニタリングの観測データは地球環境データベース(GED)等を通じて公開され、これまでに国際共同研究Global Carbon Projectがとりまとめた”Global Methane Budget 2020”やIPCC第6次評価報告書WG1報告書に活用。

##### 【生物多様性分野】

・国環研環境試料タイムカプセル棟で凍結保存されていた猛禽類の肝臓試料を中心に、鉛濃度を測定した結果、本州以南に分布する猛禽類において鉛汚染が発生していることが明らかとなり、環境省は、本州以南においても、2025年度から段階的に鉛製銃弾の使用を規制する方針を発表。

##### 【基盤計測業務】

・国環研が主導的に実施してきた成果により、大気中粒子状物質の発生源特定に重要なSr同位体比測定値が決定。

## 第3 1. (3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)に関する事業については着実に推進する。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

○計画に沿って主導的に実施されているか

#### 【評価指標】

- ・実施の状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

#### 【モニタリング指標】

- ・プロダクト配布システム登録ユーザー数
- ・プロダクト等の配布件数
- ・追跡率(現参加者/出生数) 等

# 1. (3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

## 【項目別評価】【A(A)】

### <年度評価のポイント>

#### 【衛星観測事業】

- ・GOSATおよびGOSAT-2のプロダクト配布、GOSAT-GWのデータ処理システムの開発は概ね計画どおりに進んでおり、計画に沿って主導的に事業を実施できている。
- ・外部評価は、4.33(第4期中長期目標期間の平均値4.31)
- ・プロダクト配布システム登録ユーザー数
  - GOSAT : 1,240 (第4期中長期目標期間の平均値984)
  - GOSAT-2: 387 (第4期中長期目標期間の平均値174)
- ・プロダクト等の配布件数
  - GOSAT : 25,267 (第4期中長期目標期間の平均値 14,491)
  - GOSAT-2: 49,852 (第4期中長期目標期間の平均値 5,020)

#### 【エコチル調査事業】

- ・新型コロナウイルス感染症により対面式調査を中止した時期はあったものの、質問票調査の実施等、計画に沿って調査を遂行。分析も順調に進んでおり、成果発表についても着実に増加。
- ・外部評価は、4.58 (第4期中長期目標期間の平均値4.15)
- ・追跡率(現参加者/出生数) 93.7 (第4期中長期目標期間の平均値94.2)

評価  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

# 1. (3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例>

#### 【衛星観測事業】

- ・全大気平均濃度データ(CO2とメタン)はIPCC AR6 WG1報告書でも使用。
- ・GOSAT-GWのデータ処理システムのうち、G3DPSとGNDPSの基本設計を完了し、詳細設計を実施。
- ・データ処理アルゴリズムの開発や検証観測の準備、第1回グローバルストックテイクへの情報提供。
- ・GOSATレベル4Aプロダクトを用いて、南米の亜熱帯領域の2009～2015年のメタンフラックスを解析し、陸水貯留量、湿地面積、降水量などとの相関が高いことを解明。

#### 【エコチル調査事業】

- ・胎児期のカドミウムばく露と2歳時点の神経発達との関連について解析し、カドミウムによる神経発達への影響を受けやすい集団(男児、妊娠中喫煙、妊娠糖尿病)がいる可能性を示した。

## 第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)や統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

- 中核的研究機関としての役割を發揮しているか
- 様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか
- 環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか

#### 【評価指標】

- ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況
- ・外部機関との共著率(国内・国際)
- ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況
- ・キャパシティビルディングの場の提供状況
- ・成果の集積、情報基盤の構築状況
- ・環境政策への主な貢献事例の状況
- ・データベース・保存試料等の提供状況
- ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等

## 【評価軸・評価指標ごとの評価】

### 【モニタリング指標】

- ・(一人あたり)誌上・口頭発表件数
- ・共同研究契約数
- ・共同研究の機関数
- ・協力協定数(国内・国際)
- ・地方環境研究所等との共同研究数
- ・大学との交流協定数
- ・大学の非常勤講師等委嘱数
- ・客員研究員等の受入数
- ・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数
- ・海外からの研究者・研修生の受入数
- ・招待講演数
- ・一般向け講演・ワークショップ等の数
- ・誌上・口頭発表に対する受賞数
- ・研究業績に対する受賞数
- ・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況
- ・各種審議会等の委員数
- ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数
- ・職務発明の認定件数
- ・知的財産の保有状況
- ・成果の活用状況 等



# 第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜年度評価のポイント＞

- ・国際的にはIPCC第6次報告書作成や国内普及への貢献、アジア諸国の温室効果ガス排出削減量などNDCの見直しへの支援、OECDテストガイドライン制定等に貢献。
- ・国内では瀬戸内海の気候変動影響評価・予測の研究成果が活用され瀬戸内海環境保全特別措置法改正に反映。環境省の審議会等でヒアリ対策や脱炭素社会実現に向けた議論等に参画。気候変動的適応や災害廃棄物処理に関し、地方公共団体への研修、助言、情報提供を通じて人材育成にも貢献。
- ・国立研究開発法人、大学、地方環境研究所、民間企業等との間で共同研究契約、協力協定等を締結し、共同研究を実施。
- ・地方環境研究所等との共同研究においては、多機関が参画して行う比較的規模の大きい共同研究を、10課題(延べ211機関が参加)実施。
- ・紙上発表を行った英語論文(525報)のうち、他機関との共著率95.0%(499報)、国際共著率50.5%(265報)。
- ・「民間企業のための気候変動適応ガイド活用セミナー」、等45件を開催。
- ・日本環境毒性学会において副会長等や、その他各学会の幹事、評議員、編集委員等として活動。
- ・R3年度より新設された連携推進部研究連携・支援室において、研究所の戦略的な研究連携を推進。

### ＜項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例＞

- ・IPBESの報告書執筆に複数の研究者が参加。IPCC第6次報告書の執筆に貢献。COP26において政府代表団の専門家として派遣。
- ・日本およびアジア諸国の温室効果ガス排出削減量などNDCの見直しや長期戦略の検討への貢献。

# 第3 1. (4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

## <年度評価のポイント>

- ・知的財産活用のため、研究シーズ集(23件)をホームページ上で公開。また、産学連携の対外窓口として産学連携コーディネーターの配置検討。研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、対外的な連携を組織的に推進。
- ・日本国温室効果ガスインベントリ(令和3年提出版)を策定し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局へ提出。
- ・「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年6月)改正あたり瀬戸内海の気候変動影響評価・予測の研究成果が活用され、特措法の基本理念に反映された
- ・外来生物法特定外来生物に指定されているヒアリ防除等に関する専門家会合の委員を務め、水際対策としてのワンプッシュ製剤によるコンテナ防除技術の実装を進言、令和4年度からの実地試験計画が立てられ、具体的な協力も確定し、実装への準備に結びつけた。また、東京港と大阪港で発見された野生巣の防除にあたって、薬剤処理法に関する具体的な指導を行い、駆除を達成。

## 第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。

### 【評価軸・評価指標ごとの評価】

#### ①環境情報の収集、整理及び提供

- 環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか

#### 【評価指標】

- ・地理情報システム(GIS)等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況
- ・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等

#### ②研究成果の普及

- 研究成果を適切に発信しているか
- 公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか

#### 【評価指標】

- ・情報発信の取組状況
- ・イベント等への取組状況(オンラインを含む) 等

#### 【モニタリング指標】

- ・プレスリリース件数
- ・HPのアクセス数
- ・HPから新たに提供したコンテンツの件数
- ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数
- ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・

## 【評価軸・評価指標ごとの評価】

### 【モニタリング指標】

- ・参加者数 ・公式SNSアカウントの登録者数
- ・その他イベントへの参画状況・参画件数
- ・講師派遣等の状況
- ・研究所視察・見学受け入れ数 等

## 第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

### 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

#### <年度評価のポイント>

##### ①環境情報の収集、整理及び提供

- 環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか
- ・インターネットによる「環境展望台」サイトの全面リニューアルを実施。イメージの刷新と見やすさの向上によりアクセス数の増加も図られたほか、スマホ・タブレット時代に対応するため、新たなデバイス向けのページ公開に着手。
- ・環境GISの「環境の状況」では、令和3年度に収集したデータを一々の更新を着実にを行うとともに、新たな環境モニタリングデータとして夜空の明るさデータと暑さ指数データの追加作業を実施。年間目標(12件)を上回る15件の作成・追加・更新。
- ・環境展望台のコンテンツ「環境GIS(地理情報システム)」では、大気汚染予測システム(Venus)において、4日間までの予測結果を7日間まで予測結果を表示できるように伸展。

#### <項目別評定Aの判断根拠となる主要な事例>

- 「環境展望台」でのメタデータについて、3,229件を提供し、目標(2,600件/年)を上回った。

# 第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

## 【項目別評価】【A(A)】

評価  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

#### ②研究成果の普及

○研究成果を適切に発信しているか

○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか

・ホームページから新たに提供した主なコンテンツ(リニューアル等を含む)は32件であり、最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供。また、YouTubeなどのSNSでの情報発信については、YouTubeのチャンネル登録者数やTwitterのフォロワー数が増加。

・プレスリリース件数について、第4期中長期目標期間の年間平均件数69件に対し令和3年度実績は92件、うち研究成果に関する発表件数は第4期中長期目標期間の年間平均件数34件に対し令和3年度実績は55件となっており、前期平均値を大きく上回った。

### <項目別評価Aの判断根拠となる主要な事例>

・YouTubeを利用して100件の動画を公開。特に、「【速報版】IPCC執筆者が独自解説！「気候変動 国連最新レポート」」(約4.8万再生)、チャンネル登録者数が大幅に増加(約7,300人→約14,400人)。

## 第3 3. 気候変動適応に関する業務

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。

#### ①気候変動適応推進に関する技術的援助

適応法第11条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活(以下「気候変動と影響七分野」)等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター(以下「地域センター」という)等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。

都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。

加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力を努める。



## 第3 3. 気候変動適応に関する業務

### 【中長期目標・計画】

#### ②気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1(1)⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1(2)⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。

以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

【重要度：高】【難易度：高】

### 【評価軸・評価指標ごとの評価】

- 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか。
- 地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか。
- 適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか

### 【評価指標】

- ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センター等に対する技術的援助の状況
- ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況
- ・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況
- ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)等の構築状況

## 第3 3. 気候変動適応に関する業務

### 【評価軸・評価指標ごとの評価】

- ・具体的な研究開発成果
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価の評点
- ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等

### 【モニタリング指標】

- ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助(研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等)の件数
- ・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度
- ・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数
- ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数(Web更新回数、SNS発信数等)
- ・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数
- ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等

# 第3 3. 気候変動適応に関する業務

【項目別評定】 【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

## ＜年度評価のポイント＞

- ・国の審議会等へ51名の委員派遣し、気候変動適応計画の策定や気候変動リスク・気候変動適応策に関する議論に貢献。
- ・地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の気候変動適応に向けた取り組みを支援するため、気候変動適応広域協議会への参画や研修、意見交換会の実施を通じ、地方公共団体等との連携強化等を実施。地域適応計画策定(24件)、地域適応センター設立21件に貢献。
- ・全国7ブロックの気候変動適応広域協議会・分科会出席、自治体研修、意見交換会、及びシンポジウムの実施を通じての情報提供、委員・講師派遣などの技術的援助を268件(令和2年度296件)実施。
- ・気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するためのポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」を運営。アクセス数は約160万回に達し、開設以来増加傾向。
- ・A-PLATのアクセス数(ページビュー数)は目標(50万)を上回る約163万回。
- ・パリ協定を受けて途上国の適応策を支援するため、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を運営。影響評価データや適応関連情報コンテンツの拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施。年間更新回数は58回と目標(50回)を上回った。
- ・外部研究評価委員の評点は4.25で、令和2年度を上回った。気候変動適応に関する幅広い研究を進められているとともに、気候変動適応法に基づく重要な役割として全国の地方が適応計画を創って行くための重要な基盤的取り組みやNature誌を含むインパクトの高い研究成果が高く評価された。

## 第3 3. 気候変動適応に関する業務

【項目別評価】 【A(A)】

評価  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜項目別評価Aの判断根拠となる主要な事例＞

- ・アジア太平洋適応ネットワーク(APN)等の国内外関係機関と連携を強化するとともに、気候変動枠組条約(UNFCCC)第26回締約国会議(COP26)等の活動に参加し、これらの活動を通じて、アジア太平洋地域における適応推進に係るニーズや課題を整理・分析。

# 第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

## 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

### (1)経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費(特殊要因を除く。)のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

### (2)人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。

### (3)調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、更なる合理化を図るため、調達手続き等の電子化を進める。

# 第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

## 【評価軸・指標ごとの評価】

### ①経費の合理化・効率化

- 経費節減に適切に取り組んでいるか
  - ・業務経費及び一般管理費の削減状況等

### ②人件費管理の適正化

- 給与水準の適正化等は適切に実施されているか
  - ・給与水準の適正化のための取組状況
  - ・国家公務員と比べた給与水準の状況(ラスパイレス指数)等

### ③調達等の合理化

- 調達等の合理化は適切に実施されているか
  - ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況
  - ・関連公益法人等との契約状況(件数・金額)等

# 第4 1. 業務改善の取り組みに関する事項

## 【項目別評定】 【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

#### ① 経費の合理化・効率化

- ・運営費交付金の算定ルールに従い、効率化係数(業務費の対前年度1%削減、一般管理費の対前年度3%削減)の範囲内での効率的な予算執行、経費節減に努めている。
- ・入札事務の効率化を図るため、令和2年11月から電子入札システムの運用を開始。
- ・引き続き適切な予算の執行・管理体制の維持に努められたい。

#### ② 人件費管理の適正化

- ・国家公務員に準拠し、適切に給与規定を改正。
- ・ラスパレス指数(研究系職員103.5、事務系職員109.0)が基準値(100)を上回ったものの、研究系職員の大半が博士号取得者であることや事務系職員は、管理職として国から出向している職員が大半を占めていること、人事交流の影響等を考慮すれば妥当な水準と考えられる。  
引き続き適正化に向けた取組には注視。

#### ③ 調達等の合理化

- ・契約審査委員会、内部監査、及び外部有識者による契約監視委員会において点検・見直しを行い、契約の適正化(国立研究開発法人特例随意契約の適用も含む)を着実に実施。
- ・ガバナンス徹底のため、コンプライアンス研修及び調達担当職員等に対する事務説明会の開催、発注者以外の職員の立ち会いによる検収の徹底し、遠隔地を含めて全品検収等を実施。
- ・消耗品や役務の一括調達・単価契約の実施、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」によるコスト分析等を行い、清掃等の民間委託を行い、効率的な運営を図った。
- ・関連公益法人との契約は全て一般競争入札10件168百万円。



## 第4 2. 業務の電子化に関する事項

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等を踏まえ、情報技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。

(1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。

(2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。

(3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

- 情報技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか
  - ・ イン트라ネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況
  - ・ 人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況 等
- 情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか
  - ・ 研究関連データベースの運用状況
  - ・ 電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等
- WEB 会議システム導入により業務の効率化は図れたか
  - ・ 電子決裁の導入・管理・運用状況
  - ・ WEB 会議システムの導入・運用状況 等

## 第4 2. 業務の電子化に関する業務

【項目別評定】 【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

- 環境技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか
  - ・コンピュータシステムを令和2年3月に更新、安定運用の実施した。令和3年3月に基幹ネットワーク機器を更新し、セキュリティ強化等を図った。
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自宅就業に対応するため、SSL-VPN適切に管理運用した。
  - ・クラウドストレージサービスの導入による大規模災害発生時の業務継続性を確保した。
  - ・外部ネットワーク回線は、「学術情報ネットワーク(SINET5)」のVPNサービスを用いるなど、セキュリティ対策も考慮したうえで適切な管理・運用を実施。令和4年4月からの本格運用が予定されている次期学術情報ネットワーク(SINET6)への移行を実施。
  - ・人事・給与システム及び会計システムを安定的な運用ができるよう見直し、業務の効率化・最適化を実施。令和4年度に更新予定の人事関連システムの検討を行うとともに、電子決裁機能を有する新たな文書管理システムの導入検討を実施。
- 環境情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか
  - ・情報技術を活用した管理部門等の業務の効率化を図るための支援として、研究関連情報データベースの運用を行った。
  - ・電子ジャーナル等を研究者が円滑に検索・利用できるようイントラネット上の「国立環境研究所ジャーナルポータル」を適切に運用し、サービス向上と事務の効率化、また、自機関のコンテンツを含む膨大な量の学術情報から必要な情報を簡便に検索するディスカバリーサービスの運用を開始し、利便性を向上。
- Web会議システム導入により業務の効率化は図れたか
  - ・所内・所外との打ち合わせ等にも引き続きWeb会議サービスを活用。会議参加の移動に係る時間や経費の節減及び業務効率化を図った。
  - ・高品質なWeb会議が開催できるよう主要な会議室に指向性マイクを導入した。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

#### (1) バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第3の1. (4)や第3の2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

#### (2) 保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

#### ① バランスの取れた収入の確保

○自己収入では質も考慮した適切なバランスで確保されているか

- ・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 等
- ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況
- ・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合
- ・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等

#### ② 保有財産の処分等

○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか

- ・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 【項目別評定】 【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

#### <年度評価のポイント>

##### ① バランスのとれた自己収入の確保

- ・自己収入の獲得額は4,441百万円であり、第4期平均3,351百万円を上回った。
- ・クラウドファンディングによる資金調達を開始するための検討を進めた。
- ・自己収入のうち、競争的資金の獲得額は1,309百万円であり、第4期平均1,374百万円を下回り、約95.2%となっている。
- ・競争的資金を除く受託収入の獲得額は3,059百万円で、第4期平均1,918百万円を上回り、約159%となっている。
- ・研究者数224人対する、競争的外部資金の獲得額は1,243百万円の割合は5.5百万円であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得額3,059百万円の割合は13.7百万円となっている。
- ・研究者数224人対する、競争的外部資金の獲得件数は86件の割合は0.38件であり、競争的外部資金を除く受託収入の獲得件数77件の割合は0.34件となっている。

##### ② 保有財産の処分等

- ・研究施設や高額な研究機器についての計画的・効率的な利活用や、今後の長期的な大型研究施設の在り方などについて議論を実施。

## 第6 1. 内部統制の推進

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

#### (1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的に行い、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」(平成27年4月1日、平27規程第1号)及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

#### (2) コンプライアンスの推進

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成22年9月8日 国環研決定)に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」(平成18年9月11日 平18規程第22号)及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」(平成19年9月12日平19規程第17号)等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

## 第6 1. 内部統制の推進

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

#### (3)PDCAサイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCAサイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

#### (4)リスク対応のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。



## 第6 1. 内部統制の推進

### 【評価軸・指標ごとの評価】

#### (1) 内部統制に係る体制の整備

- 内部統制システムは適切に整備・運用されているか
  - ・法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況
  - ・内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況
  - ・内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等

#### (2) コンプライアンスの推進

- コンプライアンスは確実に実施されているか
  - ・コンプライアンス委員会の取組状況
  - ・研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等

#### (3) PDCAサイクルの徹底

- PDCAサイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか
  - ・階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況
  - ・研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況
  - ・研究評価や助言会合の実施状況
  - ・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等

#### (4) リスク対応の為の体制整備

- 業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか
  - ・リスク管理体制の整備・運用状況 等



# 第6 1. 内部統制の推進

## 【項目別評定】【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜年度評価のポイント＞

#### ① 内部統制に係る体制の整備

- ・理事長をトップとした幹部会、運営戦略会議等を定例的(原則毎月)に開催。運営戦略会議に業務改善プロジェクトチームを設置し、業務改善体制を構築。
- ・内部統制委員会、内部統制に資するリスク管理委員会等の開催、監事による監査、内部監査等への対応などを通じ、内部統制システムを適切に整備・運用。
- ・全職員を対象に内部統制に関する研修を開催し、職員の教育及び意識向上を着実に実施。
- ・業務の有効性、効率性、適正性やガバナンス確保のため監事監査及び内部監査を実施。

#### ② コンプライアンスの推進

- ・外部有識者を含むコンプライアンス委員会で、各種法手続が適正に行われているかの確認を実施。
- ・研究費の不正利用防止等をテーマとしたコンプライアンス研修をe-ラーニングを導入して実施し、対象者の受講率100%を達成。

#### ③ PDCAサイクルの推進

- ・「幹部会」においてユニットごとの業務進捗状況等を定期報告し、ユニット内では業務の進捗状況のモニタリング及び管理を行うなど、階層的に業務の進捗管理やフォローアップを実施。
- ・各ユニットにおける職務業績評価の実施等を通じて、室長、ユニット長等研究責任者やプログラム総括、代表による、研究内容の調整・進行管理を適切に実施。
- ・役員及び各ユニット長等の参画する研究評価委員会を原則毎月開催。
- ・内部研究評価及び外部研究評価ともに、評価結果を公表するとともに、各人の研究活動や研究計画、年度計画に反映。

#### ④ リスク対応のためのコンプライアンスの推進

- ・「国立環境研究所における重大なリスク一覧」の見直しを行うなど、国環研におけるリスクに対する整備・運用を適切に推進。

## 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

### (1)優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化やRAも含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。

### (2)若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」(平成23年2月3日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

### (3)管理部門の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成31年4月1日国環研決定)に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。

さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。

### (4)適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

## 第6 2. 人事の最適化

### 【評価軸・指標ごとの評価】

#### (1) 優れた人材の確保

- クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に行われているか
  - ・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況
  - ・年俸制の導入・運用状況 等
- 研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか
  - ・研究系常勤職員の採用・活用状況
  - ・研究系契約職員の採用・活用状況
  - ・客員研究員等、外部の研究者の活用状況等

#### (2) 若手研究者等の能力の活用

- 所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか
  - ・外国人研究者に係る職場環境整備の状況
  - ・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等
- 所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか
  - ・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等

#### (3) 管理部門の能力の向上

- 管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか
  - ・研修等の実施状況(受講率)
  - ・管理部門における高度技能専門員等の活用状況(人数) 等

#### (4) 適切な職務実績評価の実施

- 職務業績評価能力向上のための取組は適切に実施されているか
  - ・職務業績評価の実施状況 等

## 第6 2. 人事の最適化

### 【項目別評定】【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

#### <年度評価のポイント>

##### ① 優れた人材の確保

- ・研究系常勤職員4名にクロスアポイントメント制度を、特任フェロー1名に対し年俸制を適用。
- ・研究系常勤職員10名(パーマネント3名、任期付7名)を採用。
- ・研究系契約職員として、フェロー制度により、引き続き6名を雇用。シニア研究員制度により、研究系の国環研定年退職者2名を採用。
- ・外部の研究者を連携研究グループ長として委嘱、客員研究員、共同研究員等の受入を実施。

##### ② 若手研究者等の能力の活用

- ・外国人研究者向けの生活支援、新型コロナウイルス対応に関する情報や所内研修資料の英訳提供を継続して行った。
- ・ダイバーシティ推進プロジェクトチームにおいて、所内で働く全ての人がある能力を最大限発揮できるようダイバーシティに関するイントラ相談窓口による対応や諸課題を解決するための具体策を検討。
- ・テニュアトラックを活用しつつ37歳以下の若手研究者を4人(任期付き研究員)を採用し研究開発力の強化等を図るとともに、人材活用方針に基づき若年者、女性、外国人の能力活用を図った。

##### ③ 管理部門の能力向上

- ・全所員対象の研修を11件、計7,693人が参加、特定者を対象とした研修を26件、計2,971人が参加。
- ・高度な技術(IT専門家)又は専門的な能力(翻訳)を有する高度技能専門員(契約職員)を35人配置。

##### ④ 適切な職務業績評価の実施

- ・面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施。研究系職員は、環境政策対応を含めた社会貢献状況も評価の対象とし、賞与・昇給へ反映。

## 第6 3. 情報セキュリティ対策等の推進

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

#### (1) 情報セキュリティ対策の推進

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT資産管理の徹底を図る。さらに、震災等の非常時対策を確実に行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。

#### (2) 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

#### (1) 情報セキュリティ対策の推進

○情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか

- ・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況
- ・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等

#### (2) 個人情報等の管理体制の整備

○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか

- ・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等



## 第6 3. 情報セキュリティ対策等の推進

### 【項目別評価】【B(B)】

評価  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

#### <年度評価のポイント>

##### ① 情報セキュリティ対策の推進

- ・全職員を対象に「情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ対策の自己点検」を実施。いずれも受講率は100%。外国人研究者、スタッフ向けに英語版でも実施。
- ・「標的型攻撃メール訓練」、最高情報セキュリティアドバイザー(CISO補佐)による「情報セキュリティ講話」を引き続き実施。
- ・CSIRT要員を対象として、実際のインシデント発生を想定した模擬訓練を実施。所外研修等にも参加し、実践的な対処方法の知見を集積。
- ・未知のマルウェアに対する検知強化のため、端末でのセキュリティ強化策として、次世代セキュリティ対策ソフトを運用を開始し、利用場所を問わず脅威を検知するなどセキュリティ強化を図った。
- ・各種外部公開サーバに対する、脆弱性診断ツールによる脆弱性診断を実施。情報セキュリティ監査を実施、指摘項目について適切に対応。
- ・USB接続デバイスの棚卸しを行い適正に管理。
- ・基幹ネットワーク機器の更新にあたり遠隔拠点においても認証強化を図り、不正接続防止などセキュリティレベルを向上。

##### ② 個人情報等の管理体制の強化

- ・保有個人情報等を取り扱う職員の指定や体制整備を実施。
- ・保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等保護研修を実施(受講率100%)。

## 第6 4. 施設・設備の整備及び管理運用

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成30年度に策定したつくば本構キャンパスマスタープランの、全体に効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

- 施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか
  - ・施設・設備の維持管理の状況
  - ・施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況
  - ・中長期計画の施設・整備に関する計画とおりに進捗しているか 等
- 研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか
  - ・スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等



## 第6 4. 施設・設備の整備及び管理運用

### 【項目別評定】【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### ＜年度評価のポイント＞

- ① 施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか
  - ・研究本館空調設備更新その他工事、動物実験棟屋上防水・外壁回収工事を実施、動物実験2棟老朽化施設更新工事の設計等を実施。
  - ・入札不調回避のため、他の国立研究開発法人の状況を確認し見積活用方式等を引き続き実施。
  - ・平成30年度に策定した「つくば本構キャンパスマスタープラン」を基本に、さらに大幅なコスト削減とZEB化を図るため、当面10年間の施設整備計画を見直したアクションプランの検討を進めた。
  
- ② 研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか
  - ・スペース課金制度により真に必要なスペースの規模等を毎年度検討し、令和3年度はスペースの再配分(56㎡)を実施し、効率的な利用を促進。

## 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

(2) 人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

## 【評価軸・指標ごとの評価】

- 健康管理は適切に実施されているのか
  - ・カウンセリングの実施状況
  - ・保健指導の実施状況
  - ・健康診断の実施状況(受診率)
  - ・メンタルヘルス対策等の実施状況 等
- 作業環境は適切に確保されているのか
  - ・労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況
  - ・作業環境における放射線量の測定状況 等
- 所内教育は適切に実施されているか
  - ・実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況(参加率)
  - ・労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等

# 第6 5. 安全衛生管理の充実

## 【項目別評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

### <年度評価のポイント>

- ① 健康管理は適切に実施されているのか
  - ・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等の実施(受診率100%)。
  - ・メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウンセリング及び臨床心理士による相談等の体制を整備。
  - ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを全所員に実施(受検率97.2%)し、受検後の結果通知や高ストレスと評価された者から申し出があった際の面接指導等を実施。
- ② 作業環境の確保
  - ・労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施。
  - ・電離放射線防止法規則に基づき、放射線管理区域の作業環境測定を実施したほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量測定を実施。
- ③ 所内教育は適切に実施されているか
  - ・メンタルヘルスセミナーを実施(管理職向け327名、全所員向け544名受講)。管理職向けのラインケアセミナーの受講は必須とするなど適切に実施。
  - ・職場における事故発生や健康障害の防止等のため各種セミナー、教育訓練を適切に実施。
  - ・消防計画及び地震初動対策マニュアルを改訂し、国立環境研究所業務継続計画「首都直下地震及び感染症版」を改訂した。
  - ・新型コロナウイルス感染症について、理事長を本部長とする感染症対策本部を中心に、感染対策の徹底のほか、社会状況に応じた感染拡大防止対策を講じた。速やかな状況把握や積極的な自宅就業の指示・推奨、外国人職員等への英語でのアナウンスを含む周知等、随時変化する状況にきめ細やかに対応し、集団感染の防止に寄与した。

## 第6 6. 業務における環境配慮等

### 【中長期目標・計画】(令和3年度～7年度)

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」(平成19年4月1日国環研決定)や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(平成31年2月8日変更閣議決定)等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。

### 【評価軸・指標ごとの評価】

- 業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか
  - ・環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況(環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況)等

### 【項目別評定】【B(B)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

#### <年度評価のポイント>

- 業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているのか
  - ・グリーン調達を実施する他、節電アクションプランを策定し、研究業務への影響は抑えつつ、夏期のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ結果、平成22年度比で夏期の電力消費量は72.4%、ピーク電力は70.0%に抑制し、通年での電力量も80.0%に抑制。再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達したことに加え省エネ対策の推進により平成25年度比で**31.1%**と大幅なCO2削減を実現。
  - ・環境配慮に関する基本方針における各種基本方針に基づき、電気・ガス・上水の節約、廃棄物等の発生量削減やリサイクル率向上、化学物質管理システムを活用した適切な管理や、労働安全衛生セミナーを行うことにより職員教育を着実に実施。
  - ・「環境報告書」を作成・公表し、業務における環境配慮の取組・成果について積極的に発信。

# 全体の評定

## 【年度評価全体の評定】【A(A)】

評定  
S, A, B, C, D(Bが標準)  
【環境省評価案(国環研自己評価)】

「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされていると判断できる。

《理由》

項目別評定について、

「第4 業務運営の効率化に関する事項」、

「第5 財務内容その他の改善に関する事項」及び

「第6 その他の業務運営に関する重要事項」

は第6のうち5. 安全衛生管理の充実に関する事項は【A】であるが、他はいずれも【B】。

重要度を高く設定している、

「第3研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」のうち1. 環境研究に関する業務(2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進及び3. 気候変動適応に関する業務は【A】であることを総合的に勘案し、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから全体の評定を【A】とした。